

船舶事故調査報告書

平成26年4月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年4月14日（日） 13時30分ごろ
発生場所	鳴門海峡 兵庫県南あわじ市所在の門崎灯台から真方位238° 300m付近 （概位 北緯34° 14.4′ 東経134° 39.4′）
事故調査の経過	平成25年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（船体重量50kg） なし、個人所有 2.98m×1.34m×0.43m、FRP ガソリン機関、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 71歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	船体前部及び船外機が流出
事故の経過	<p>本船は、船舶所有者である操縦者、同乗者A及び同乗者Bが乗船し、門崎北東約300m付近（鳴門海峡北側海域）の釣り場（以下「本件釣り場」という。）において、漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、本船が潮流の影響で南西方向へ流されるので、船外機を使用して潮上りを繰り返しながら釣りを続けていた。</p> <p>操縦者は、平成25年4月14日13時22分ごろ、船外機を使用して本件釣り場へ戻ろうとしたところ、船外機が停止したので、船外機内蔵の燃料タンクを確かめたところ、燃料が空になっていることに気づき、急いで予備の燃料タンクから補給し、約3分後、船外機の始動を行った。</p> <p>同乗者Aは、燃料を補給する間、潮流により、南西方向に流されていたので、本船に積み込んでいたオールを漕いでいた。</p> <p>操縦者は、船外機を始動させた後、本船が北東進しているものと思っていたところ、船首部にいた同乗者Bの流されているとの声を聞き、潮流により、南西方向へ流されていることに気付いた。</p> <p>本船は、13時30分ごろ、大鳴門橋直下付近において、左舷船首</p>

	<p>方から波を受け、海水が流入して転覆し、操縦者、同乗者A及び同乗者Bが海に投げ出された。</p> <p>操縦者及び同乗者Aは、転覆した本船に、同乗者Bは、クーラーボックスにそれぞれつかまっていたところ、13時50分ごろ大鳴門橋の南側で作業中の漁船に救助され、漁船船長の118番通報によって来援した巡視船に収容された。</p> <p>本船は、翌日、船体後部のみが発見された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好、表面水温 約12℃</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時、潮流 南流約7.7ノット</p>
その他の事項	<p>本船は、2分割組立て式で船尾に2馬力の船外機を備えた定員2名のミニボートであり、船舶検査及び小型船舶操縦士免許が不要な船舶であった。</p> <p>操縦者は、約7年前に本船を譲り受け、年に約10回の操縦経験があり、本件釣り場の航行経験は、本事故当時が2回目であった。</p> <p>操縦者は、鳴門海峡に近づくのは危険であるという気持ちがあり、大鳴門橋付近に近づくことは考えていなかったため、鳴門海峡の潮流の状況等については調査していなかった。</p> <p>操縦者は、ふだん、友人である同乗者Aと本船で釣りに出掛けていたが、同乗者Aの知人である同乗者Bがたまたま同行することになった。</p> <p>操縦者は、本事故の前日に船外機内蔵の燃料タンク（約1.3ℓ入り）を満杯にし、予備の燃料タンク（約1.5ℓ入り）を用意していた。</p> <p>本船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。また、操縦者はポケットに携帯電話を所持していたが、濡れて使用できなくなり、同乗者A及び同乗者Bは、防水型の携帯電話を所持していたが、使用する余裕がなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、鳴門海峡北側の本件釣り場で船外機を使用して潮上りしながら、釣りを行っていたところ、燃料不足によって船外機が停止し、燃料を補給する間、潮流で南西方向へ流され、船外機を始動させたものの、潮流に逆らって前進することができず、大鳴門橋直下付近において、左舷船首方から波を受けて船内に海水が流入したことから、傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、定員を超えていたことから、乾舷が減少して波が打ち込みやすい状態であり、波が打ち込んだ場合、船体の安定が大きく損なわ</p>

	れ、転覆しやすくなるものと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が、鳴門海峡北側の本件釣り場で船外機を使用して潮上りしながら、釣りを行っていたところ、燃料不足によって船外機が停止し、燃料を補給する間、潮流で南西方向へ流され、船外機を始動させたものの、潮流に逆らって前進することができず、大鳴門橋直下付近において、左舷船首方から波を受けて船内に海水が流入したため、傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、本船の定員を把握し、定員を厳守すること。 ・ 出発前に燃料の搭載量を確認するとともに、出発後も燃料の残量を確認し、余裕のあるうちに燃料を補給すること。 ・ ミニボートは機関の出力が小さいので、風、波及び潮流の影響を受ける場所には近づかないこと。 ・ 目安として岸から1 km以内、出発地から2 km以内にとどまることが望ましい。